

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日時 令和元年12月19日(木)
開会 午前10時10分
閉会 午前10時38分
3 場所 正・副議長応接室
4 出席議員 (委員長) 須藤智子、(副委員長) 鬼頭博和
(委員) 片岡健一郎、堀巖、榊谷規子
梅村均議長、関戸郁文副議長、宮川隆議員、大野慎治議員、水野忠三議員、井上真砂美議員

5 欠席議員 なし

6 説明員 行政課長佐野剛、議会事務局長丹羽至、同統括主査寺澤顕

7 委員長あいさつ

8 議長あいさつ

9 協議事項

(総務・産業建設常任委員会委員長報告に対する井上議員の発言について)

須藤委員長：委員会では謝罪の必要はないと決めているようだが、本会議の発言に関しては、決着を付けるべきという考えの議員もいるので、協議いただきたい。

片岡委員：本会議場で委員長報告の場で行うべきことではなかったと考える。井上議員はそのことを言われたと解釈する。委員長辞任の報告は委員長報告で良かったと考えるか。9月定例会本会議の委員長報告で述べられたことが間違いと認めていただければと考える。

榊谷委員：議長は、総務・産業建設常任委員会で議論するようにと委員会へ預けたと理解している。

梅村議長：提出は副委員長あてであった。よって委員会ということである。

堀委員：最初は議長に提出しようとした。しかし、議長の意向としては委員会の互選による選出であるから副委員長あてに提出してほしいと言われただけである。

梅村議長：前の委員会でもそのように発言した。

榊谷委員：委員会で諮ってほしいとして、委員会の総意としての報告があったと思うが。実際に取り回しを行った副委員長の見解を求めたい。

鬼頭委員(総務・産業建設常任委員会副委員長)：傍聴されていたと思うが、各委員から意見してもらい、意見の食い違いはあるとして、委員会としては堀委員長が続投するというところでまとまった。それを受けて報告いただいた。

須藤委員長：委員会で謝罪はなかったか。

鬼頭委員：なかった。

堀委員：否、あった。

片岡委員：謝罪すべきという意見があった。

鬼頭委員：謝罪すべきという委員からの意見はあった。

片岡委員：謝罪の必要はないという意見もあった。あとは委員長本人が判断すべきことかと考える。今問題となっていることは、あの場ではすべきではなかったということである。

須藤委員長：意見が分かれていた。

片岡委員：委員長が言う言わないは委員長の判断で良いかと考える。

堀委員：他の議員からそれではおかしくないかという意見が出ることもそれはそれで良いと考える。

須藤委員長：本会議場で辞任表明をしたのであるから、本会議場でけじめを付けるべきという意見である。さきほどの報告は委員会での報告だけであったがどうか。

堀委員：本会議で辞任すると発言したことについては、タイミング的に悪かったとは思っていない。

須藤委員長：しかし、それを騒がせたと思っている議員がいる。

堀委員：新聞報道は議員でコントロールできるものではない。新聞に掲載されたから云々は関係ない。

須藤委員長：しかし、騒がせたと思っている議員がいる。

堀委員：そう思うのは、その議員の自由である。新聞報道は関係ない。

須藤委員長：本会議場での発言は全て議事録に残る。

堀委員：そこは意見が分かれるところである。

片岡委員：前例として、委員長報告の中で辞任するという報告は残してはいけないと思う。自分の気持ちを言うというのは違うと思う。そこだけは認めてほしい。間違っていたと発言してほしい。これを前例として残すのは間違っていると考ええる。

大野議員：過去、委員長を交代して反対討論したこともある。本会議の委員長報告も副委員長が行い、採決も委員長は反対した。この手続きが行われなかったことに対して真摯に反省いただきたい。その議案に反対するなら副委員長と取り回しを交代すべきであった。これまでも委員長が反対したいときは副委員長と交代してきた経過がある。

堀委員：今のことは議論が違っていて、片岡委員の発言の主旨とは違うと考えるが、片岡委員どうか。

片岡委員：そのとおり（堀委員の発言）である。

堀委員：委員会時に反対して、本会議の際には賛成することも有り得る。それを否定することになるから、それは違うと考える。今議案の岩倉市部設置条例の一部改正には反対する。委員会で全員賛成であったとしても、その後の一般質問を始め、議案に対し十分に考える時間はある。議案審議までに意見が変わったとしても問題はない。それもあって委員会では、委員は委員長職を辞する必要はないと判断してくれた。過去は慣例として委員長は委員会の意見を尊重するというものがあった。

大野議員：手続き上の問題があったということである。

堀委員：それは今の議論とは全く関係ない。

須藤委員長：井上議員何か発言有るか。

井上議員：本会議の場での発言が寝耳に水で、委員長が総務の決定に反対であってもそれをそのまま伝えれば良かったことであって、自身が辞するという発言には、本会議を混乱させるものがあった。それによって傍聴者も混乱した。普段は総務・産業建設常任委員会委員長として活動されているので、委員会を見ていなかった者にしては筋が通らない。

須藤委員長：新聞記事のみを見た者は経過が分からずということか。

井上議員：そのとおりである。本会議に関しては議事録も出ているので、その場で「わがまを許してください。」と発言したことが、「発言してごめんなさい。」と思う。今後は委員長報告の際に「反対してごめんなさい。」と発言するのか。議会運営の仕方がこれで良いのか、混乱させられてしまっている。9月定例会本会議の場で発言されたのに、現在も委員長として活動されているのは、腑に落ちない。

須藤委員長：委員会でまとめきれなかった。

井上議員：そのように考える。本会議の場での発言に対し謝罪が必要ではないか。

須藤委員長：井上議員は本会議の場で謝罪してほしいという意見である。

堀委員：その必要はない。9月定例会の際の私の考えは説明した。慣例に捉われたところもあるが、委員長としての中立を保たなければならないという考えから本会議場での発言に至った。しかし、本定例会の委員会で慣例に捉われることなく、新たなルールとして、ひっくり返しても良いということになったのだから。

須藤委員長：慣例ではない。委員会が賛成であっても、自身として反対したいということは、その場の委員長を副委員長と交代して審査を進めれば良いだけのことである。

井上議員：間違っていたことだと思うが。

堀委員：違う、その時は賛成しようと考えていた。

井上議員：今はそうしなくても良いと発言された。

堀委員：各委員の意見に従ったまでである。

片岡委員：それは周り（委員）が言うからなのか、堀委員の本心なのか。

堀委員：ひっくり返してしまったことか。

片岡委員：周りが良いと判断したからと言われるが。

堀委員：議会は不合理な点も慣例として従ってきたことも少なくない。それに従ったけれども、やはり納得できないとして委員長辞任という形で反対させてもらった。

片岡委員：それはわかった。しかし、9月定例会のあの場で発言すべきことではなかったと考える。委員長報告の場でのあの発言に対してはどのように考えるか。

堀委員：あの時はあの場が適切と考えた。

片岡委員：今でもあの場での発言が適切であったと考えるか。

堀委員：そのとおりである。

片岡委員：委員長自身が間違っていないと考えてみえるので謝罪のしようがない。

堀委員：だから委員長の職を辞するという運びになった。

梅村議長：9月定例会本会議での発言があり、閉会後に新聞記事となった。謝罪に関して議論したが、委員長自身が謝罪の意思がなければ、意思がないことの確認をしたという結論ではないか。委員長報告時に委員長自身の思いを発言することは不適切であるとして確認したことを議会運営委員会の結果として報告いただければ良い。

堀委員：委員長としての態度が不適切と合意されれば、委員長不信任に繋がるし、私自身は責任を取って辞すると主張しているのであるから。

片岡委員：責任までではない。

堀委員：各議員が委員長の態度を不適切と判断されるのであれば責任はある。不適切と考えるならば不信任を提出すれば良い。

大野議員：委員長に謝罪をとのことであれば委員会で議論しなければならなかったし、意見も出尽くした感がある。委員会で決したことはそうとして副委員長にも申し訳ない。委員会で一定の結論が出ていることをこの場で蒸し返してもいかなものかと考える。

須藤委員長：議会運営委員会の報告としてはどうするか。

梅村議長：本会議において、井上議員からの「委員長報告の内容については

不適切」という意見について、議論したこと、そして、委員長に不適切であったとの意思はなかったという結論。

片岡委員：9月定例会の件はどうなるか。

梅村議長：9月定例会のことは、その後に議会運営委員会を開催し、委員長報告の中で委員長自身の個人の考えを述べる場ではないと確認したということ。

水野議員：今のことに関連して、委員長は謝罪しないと言われているが、適切ではなかったという確認は必要ではないか。先例になる可能性がある。委員長報告の場で辞任表明をしたり、想いを述べられたりすることは、委員長はやむを得ないとして謝罪しないと言われているが、適切ではなかったことは確認いただく必要がある。

梅村議長：それは既に確認している。

梶谷委員：委員長報告を副委員長がしなかったという。

須藤委員長：まとめると、謝罪を求める意見はあったが、堀委員にその必要はない。

梅村議長：なお、委員長報告での委員長個人の発言は、議会運営委員会で適切ではないと確認したという報告。

片岡委員：議会運営委員会で確認したことは、本会議で公になっていないことであるから。

須藤委員長：謝罪を求める意見があったが、委員長はその必要はないと判断している。また、本会議での委員長報告において、委員長個人の意思を発言したことに関しては、議会運営委員会において適切ではないと判断し確認している。

宮川議員：堀委員としては、謝罪の意思がないイコール間違っていないという意思に変わりはなく、委員会で委員長を除く全議員が、委員長の立場と議員個人の立場で発言が食い違うことが今後もあることだから、それを持って辞任を決意したと。

梅村議長：それは報告された。

宮川議員：前は全議員一致というのがなかったから。

井上議員：もし、ここで許したら、今後、誰かが委員長になる時は自分の意見をまとめないと辞任に繋がってしまうが。

堀委員：それは違う。

各委員：「違う。」という意見あり。

大野議員：委員長が反対する時は、副委員長に代わってその議案を審査するという手続きを取るということである。

梅村議長：手続きのことは、委員長の想いもあるので、この場ではよくて、新聞報道もあり世間もざわついた。他の委員会委員も考えるところがあった。しかし、委員長が不適切ではないと判断したならば、それ以上は、委員長に対する不信任を提出することになるであろうこと。

堀委員：そうなくても構わない。

片岡委員：不適切であったと考えているか。

堀委員：今、過去を振り返って、各議員の意見を聞くとそうかもしれないが、あの時は…。

片岡委員：今はどうなのか。今は不適切と考えているか。

大野議員：これ以上同じことを議論しても先に進まない。

片岡委員：一言ほしかった。

堀委員：今顧みれば、不適切であったかもしれないが、あの時はやむを得ず発言したという程度か。

須藤委員長：委員長報告として、議員からの謝罪の求めに対して議論し、堀委員（委員長）は、謝罪の必要はないという見解である。

堀委員：以前の総務・産業建設常任委員会で謝罪の必要はないとまとまっている。

片岡委員：まとまってはいない。

堀委員：では、そこで私が手を挙げる。先程述べた不適切ということ述べる。

須藤委員長：では、堀委員から報告を願う。

柘谷委員：まずは委員長報告である。

大野議員：その後に堀委員の発言である。

梅村議長：議会運営委員会で議論したことは報告いただきたい。

須藤委員長：謝罪についての議運の見解はどうか。

堀委員：まとまっていない。

宮川議員：議論したということだけ報告して、堀委員が発言する。

須藤委員長：堀委員から発言があり。

堀委員：堀委員からこの場で発言することになりましたというまとめ方でどうか。

須藤委員長：委員長報告の後に堀委員から発言をお願いします。